

山口短期大学

自己点検・評価報告書

【教 職 課 程】

令和7年6月

目 次

教職課程の自己点検・評価

基準 1	教育理念・学修目標	・ ・ ・ ・ ・	2
基準 2	授業科目・教育課程の編成実施	・ ・ ・ ・ ・	3
基準 3	学修成果の把握・可視化	・ ・ ・ ・ ・	4
基準 4	教職員組織	・ ・ ・ ・ ・	5
基準 5	情報公表	・ ・ ・ ・ ・	7
基準 6	教職指導（学生の受け入れ・学生支援）	・ ・ ・ ・ ・	7
基準 7	関係機関等との連携	・ ・ ・ ・ ・	8

教職課程の実施体制

教職課程の実施単位は、教職免許法における課程認定を受けた学科となることから実施単位としては、児童教育学科である。児童教育学科会議において自己点検・評価を行う。教職課程の質が低下することとならないよう、全学的な観点から教職課程の運営を実施できる組織体制を備え、中核となる組織が中心となって、自主的に教職課程の水準を維持・向上させていくことが必要である。児童教育学科会議を本学の自己点検・評価委員会規程に規定するワーキンググループとして位置付け、「授業科目レベル」「学科レベル」だけでなく、「大学全体レベル」として、学科等を横断する全学的な自己点検・評価委員会でこれを取りまとめることで、全学的に教職課程を実施する組織体制とします。

基準1 教育理念・学修目標

評価の観点

- (1) 教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画（教員養成を主たる目的とする大学又は学科等の場合は当該目標及び計画に加え「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」（3つの方針）。以下同じ。）の策定状況
 - ・具体的かつ明確な形で設定されているか。
 - ・教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画と3つの方針との関係が必要に応じて意識されているか。
- (2) 教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の策定プロセス
 - ・学生や採用権者の意見の考慮、所在する都道府県・政令指定都市教育委員会の策定する教員育成指標との関係性の考慮が行われているか。
- (3) 教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の見直しの状況
 - ・一人一人の学生が教職課程での学修を通じて得た自らの学びの成果（以下「学修成果」という。）や自己点検・評価の結果、社会情勢や教育環境の変化等を踏まえた適切な見直しが行われているか。

<現状>

本学は、建学の精神である「至心」を踏まえ、本学学則第1条において、広い教養と深い専門の学術理論を修め、実際に習熟し、教養高く崇高なる人間愛と社会愛、透徹した論理と円満な人格とを兼ね備えた有為な幼稚園教諭及び小学校教諭・保育士、技術者を養成することを目的とすると明記している。

また、各学科・専攻課程の教育目的について、学則第5条第3項において、以下のようになっている。

(1) 児童教育学科 初等教育学専攻

社会的責任を自覚しつつ、教科指導を中核とした実践的素養を身に付けた小学校教諭を育成すると共に、子どもたちの成長を共有していく幼稚園教諭を養成すること。

(2) 児童教育学科 幼児教育学専攻

社会のニーズを考慮しつつ、協調性とコミュニケーション能力を身に付けた幼稚園教諭を育成すると共に、子どもたちの喜びに共感できる保育士を養成すること。

教育目的に応じた能力を身につけ所定の単位を習得した学生に学位を授与することが「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」に示されている。教育目的を基に各学科・専攻は、この能力を養うために必要な教育内容として「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」を定めている。また、「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」は教育目的に応じた能力を萌芽させるのに必要な基盤として定めている。したがって、本学の教育理念や教育目標、また、学則に規定された各学科・専攻の教育目的が、「学位授与の方針」から「教育課程編成方針」、「入学者受入れ

の方針」へと段階的かつ連続性のあるものとして一体的に定めていると言える。

各県の教員育成指標を考慮し、各県の設定する目標を把握した上で人材育成、資質の向上を図るために学生一人ひとりが取り組めるように対応している。

学修成果は、「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は实际生活に必要な能力」と適合しているかについて各学科の会議や学修成果を測定する調査結果などから点検、検討を行っている。

基準２ 授業科目・教育課程の編成実施

評価の観点

(1) 教育課程の体系性

- ・法令及び教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画と対応し必要な授業科目が開設され適切な役割分担が図られているか。
- ・教職課程以外の科目との関連性が適切に確保されているか。

(2) ICTの活用指導力など、各科目を横断する重要な事項についての教育課程の体系性

- ・教員として身につけることが必要なICT活用指導力の全体像に対応して各科目間の役割分担が適切に図られているか。
- ・到達目標や学修量が適切な水準となっているか。

(3) キャップ制の設定状況

- ・1単位あたりの学修時間を確保する上で有効に機能しているか。

(4) 教育課程の充実・見直しの状況

- ・学修成果や自己点検・評価の結果等を踏まえて充実が図られ、適切な見直しが行われているか。

<現状>

法令に則ったカリキュラムを設定し、法令改正が行われた場合には、その内容に沿った科目の開設を行うなど適切な運用を図っている。授業科目に関しては養成目標、教員の資質や能力の向上に必要な科目を開設している。

法令改正に伴う「情報通信技術を活用した教育理論及び方法」、情報機器の操作「情報処理実習」のICT関連の授業では情報メディア学科の教員が実施することで適正な水準が維持できている。

学修時間の確保に関しては、保育士、幼稚園教諭を養成している2年制の短期大学が抱える共通した課題であると考えられる。キャップ制は導入しているが複数の教職課程及び保育士資格の関連から授業科目数が増大している経緯があり、学修時間の確保は困難な状況である。カリキュラム改正、長期履修モデル等の検討を行う必要があると感じる。

学科会議において点検・評価を行い自己点検・評価委員会を取りまとめることで全学的に見直し、検討を行っており適切に充実、見直しが行われる体制となっている。

[授業科目レベル]

- (1) 個々の授業科目の到達目標の設定状況
 - ・法令、教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画、学習指導要領及び教職課程コアカリキュラムへの対応が図られているか。
- (2) シラバスの作成状況
 - ・教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画と授業科目との関係、授業科目の目的と到達目標、内容と方法、計画、成績評価基準、事前学修と事後学修の内容等が明確に記載されているか。
- (3) アクティブ・ラーニングやICTの活用など新たな手法の導入状況
 - ・授業科目の到達目標に応じ、少人数のアクティブ・ラーニングやICTを活用した新たな手法を導入し、「考える」「話す」「行動する」などの多様な学びをもたらす工夫が行われているか。
- (4) 個々の授業科目の見直しの状況
 - ・学修成果や自己点検・評価の結果等を踏まえて充実が図られ、適切な見直しが行われているか。
- (5) 教職実践演習及び教育実習等の実施状況
 - ・教職課程において特に重要な役割を果たす教職実践演習、教育実習（学校体験活動含む）は、事前指導・事後指導を含め、大学の主体的な関与の下で適切に行われているか。

<現状>

シラバスは、作成要領、様式を配布、説明が行われた後に作成されるため内容は明確化されている。教職課程の授業科目に関しては、コアカリキュラムに基づく対応を対応表において確認し、シラバスを作成しており、一般目標及び到達目標の対応が図られている。

授業評価アンケート、就職先アンケートの指標等を通して学修成果の確認、教育活動の改善を図っており、新たな手法の導入についても検討が行われている。

教育実習及び教職実践演習に関しては、教務・教育実習委員会において、実施基準に基づく実習のほか、学内要領に基づき事前・訪問・事後指導の内容について計画、検討、見直しを行うなど適切に対応している。

基準3 学修成果の把握・可視化

評価の観点

- (1) 成績評価に関する共通理解の構築
 - ・同一名称の授業科目を複数の教員が分担して開講している場合に成績評価の平準化を図ることができているか。
- (2) 教員の養成の目標の達成状況（学修成果）を明らかにするための情報の設定及び達

成状況

- ・教員の養成の目標の達成状況を明らかにするための情報が適切に設定されており、それがどの程度達成されているか。

<現状>

コアカリキュラムに基づき目標設定が行われており、オムニバス形式で授業科目を担当する場合等は、シラバス作成時に個々の担当、授業内容を明記しており、成績評価方法は統一した内容としていることで平準化が図られている。成績評価は到達目標に対するルーブリック評価を用いて評価手段、評価比率を設定しシラバスに記載している。

[授業科目レベル]

(1) 成績評価の状況

- ・各授業科目の到達目標に照らしてできるだけ定量的又は定性的に達成水準を明らかにし、厳格に点数・評語に反映することができているか。
- ・公正で透明な成績評価という観点から達成水準を測定する手法やその配点基準があらかじめ明確になっているか。

<現状>

到達目標に対するルーブリック評価を用いた成績評価を実施しており、厳格、透明な評価を実施できている。シラバスに明記して公表していることから公正、明確な内容となっている。

基準4 教職員組織

評価の観点

(1) 教員の配置の状況

- ・教職課程認定基準（平成13年7月19日教員養成部会決定）で定められた必要専任教員数を充足しているか。

(2) 教員の業績等

- ・担当授業科目に関する研究実績の状況、担当教員の学校現場等での実務経験の状況

(3) 職員の配置状況

- ・教職課程を適切に実施するため、事務組織を設け、必要な職員数を配置できているか。

(4) F D・S Dの実施状況

- ・いわゆる教科専門の授業科目を担当する教員や実務家教員も含め、教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画への理解をはじめ教職課程を担う教員として望ましい資質・能力を身に付けさせるためのF D・S Dが確実に実施されているか。

- ・適切な内容が実施できているか、実際に参加が確保できているか。

<現状>

教員の異動に伴い必要専任教員数は確認し、基準通りとなるように配置している。令和6年度の教員配置状況は下記の表のとおりである。

教職専任教員配置表

幼稚園教諭					小学校教諭						
番号	令和6年		科目	必要 教員数	必要 教授数	番号	令和6年		科目	必要 教員数	必要 教授数
	氏名	教授					氏名	教授			
1	中津	○	領域に関する専門的事項	合計3人以上	1人	1	加藤	○	教科に関する専門的事項	1人	1人
2	藤河	○	領域に関する専門的事項			2	川上		教科に関する専門的事項		
3	平田		領域に関する専門的事項			3	宮本（上田）		教科に関する専門的事項		
						4	黒岩	○	教科に関する専門的事項		
						5	堀辺	○	教科に関する専門的事項		
3領域にわたりそれぞれ1人＝3人、1人は教授						教科に関する専門的事項に1人、1人は教授					
4	木橋（田中）		保育内容の指導法	1人	合計3人以上	6	中村	○	各教科の指導法	1人	合計8人以上
5	佐伯	○	保育内容の指導法								
保育内容の指導法及び道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等の科目に1人						各教科の指導法に1人					
			道徳、総合的な学習・・・科目			7	佐藤	○	道徳、総合的な学習・・・科目	1人	
6	正長	○	教育の基礎的理解に関する科目	1人	1人	8	馬場		教育の基礎的理解に関する科目	1人	1人
教育の基礎的理解に関する科目に1人						教育の基礎的理解に関する科目に1人					
保育内容の指導法及び教育の基礎的理解に関する科目等に1人は教授						各教科の指導法及び教育の基礎的理解に関する科目等に1人は教授					
必要合計数				合計6人以上	合計2人	必要合計数				合計8人以上	合計2人
令和6年				6人	4人	令和6年				8人	5人

専任教員の採用、非常勤講師の委嘱に関しては、教員選考委員会が担当科目等の研究業績、実務家教員等に関して評価を行い適格な人材を選考している。

学科会議、教務・教育実習委員会の組織において、授業科目、担当教員等の検討が行われ必要教員等の配置が検討される。

担当授業科目に関する研究実績や学校現場等での実務経験は、各教員に毎年、作成・提出を求めている教育研究業績書によって確認し、科目担当者として適切であるかを検討している。

FD・SDにおいては、教職課程に特化したものは実施されていないが、担当教員の大半が実務家教員であり、個々の研究活動、自己研鑽又は外部講師として活動することで教職課程を担う教員として望ましい資質・能力を維持している。

[授業科目レベル]

(1) 授業評価アンケートの実施状況

- ・個々の授業科目の見直しに繋がるFDの機会を活用できるように、効果的な授業評価アンケートの作成・実施が行えているか。

<現状>

毎年2回前期、後期に授業評価アンケートを実施している。この集計・分析結果は全ての教員へフィードバックされており、授業改善に繋がる資料となっている。

基準5 情報公表

評価の観点

[大学全体レベル]

- (1) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第172条の2のうち関連部分、教育職員免許法施行規則第22条の6に定められた情報公表の状況
 - ・法令に定められた情報公表が学外者にもわかりやすく適切に行えているか。
- (2) 学修成果に関する情報公表の状況
 - ・大学が必要な資質・能力を備えた学生を育成できているかどうかを、エビデンスとともに説明できているか。
- (3) 教職課程の自己点検・評価に関する情報公表の状況
 - ・根拠となる資料やデータ等を示しつつ、わかりやすい自己点検・評価の評価書を公表することができているか。

<現状>

学校教育法施行規則第172条の2、教育職員免許法施行規則第22条の6に定められた情報公表については、ホームページに公表している。

学修成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に関する基準、学生の学修成果に関する情報として学科・専攻別をホームページに公表している。

基準6 教職指導（学生の受け入れ・学生支援）

評価の観点

- (1) 教職課程を履修する学生の確保に向けた取組の状況
 - ・教職課程に関する積極的な情報提供の実施ができているか。
 - ・教員の養成の目標に照らして適切に学生を受け入れているか。
- (2) 学生に対する履修指導の実施状況
 - ・必要な体制や施設・設備を整えた上で、個々の学生の教職に対する意欲を踏まえつつ、学生に教職課程の履修に当たって学修意欲を喚起するような適切な履修指導が行えているか。
- (3) 学生に対する進路指導の実施状況

・学生に教職への入職に関する情報を適切に提供するなど、学生のニーズに応じたキャリア支援体制が適切に構築されているか。

<現状>

教育者や保育者の養成を目標としている児童教育学科では専攻別のアドミッションポリシーに基づき学生の受け入れを行っている。

履修指導、進路指導は、チューターが個々の学生へ適切な履修指導を行うと共に教務・教育実習委員会、学生支援・キャリアセンターが連携しながら支援する体制としている。

基準7 関係機関等との連携

評価の観点

[大学全体レベル]

(1) 教育委員会や各学校法人との連携・交流等の状況

・教員の採用を担う教育委員会や各学校法人と適切に連携・交流を図り、地域の教育課題や教員育成指標を踏まえた教育課程の充実や、学生への指導の充実につなげることができているか。

(2) 教育実習等を実施する学校との連携・協力の状況

・教育実習を実施する学校と適切に連携・協力を図り、実習の適切な実施につなげることができているか。

・学校体験活動や学習指導員としての活動など学校現場での体験活動を行う機会を積極的に提供できているか。

(3) 学外の多様な人材の活用状況

・学外の諸機関との連携の下、教育課程を充実するために学外の多様な人材を実務経験のある教員又はゲストスピーカー等として活用することができているか。

<現状>

教務・教育実習委員会が地域内小学校、教育委員会と連携を図りながら学生の実習、指導を行っている。「学校体験活動」は、教育実習の実施時期とは別の時期に行うこととし、学校現場での体験を行う機会を学生に提供している。

「教育実習指導」授業科目においては、小学校校長、教育委員会指導主事を非常勤講師として迎え講義を実施している他、市教育長による教職を目指すに当たっての期待することや望むことについてなどの「特別講義」を行って頂くなど、学外の関係機関との連携を充実させ、教育課程や学生への指導の充実に繋げている。

<基準1～7の課題>

1 教育職員免許法に定める教育課程科目と教員について、退任、異動等により対応で

きる教員の確保が重要課題となっている。また、教員採用試験の期日、推薦等の内容が変更されることについての対応も重要課題となっている。

- 2 ステークホルダーを中心に第三者の目を教育課程に反映させていく必要がある。
- 3 今後も人材育成が地域・社会の要請に応えているのか、定期に開催される学科会議、委員会において、社会情勢、地域社会、学生のニーズを鑑み、求められる人材となっているかの評価・点検を行う。

<総合評価>

改善課題はあるものの全教職員が教育科目の位置付けの明確化、教育活動の成果と課題を共有し、以後の教育活動の改善等に活用されており、概ね良好であると評価する。